

名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例の骨子<<概要版>>

施行：令和2年4月1日

目的

- 受動喫煙による健康への影響から子どもを守るための措置に関し必要な事項を定めることにより、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持向上を図る。

定義

- 以下の4つの用語について定義する。
①たばこ②喫煙③受動喫煙④子ども

責務

- 市の責務
 - ・子どもの受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策の推進
 - ・子どもの受動喫煙の防止に関する施策の実施のための関係機関及び関係団体との連携と必要な協力の要請
- 市民の責務
 - ・受動喫煙による健康への影響に関する理解、いかなる場所においても子どもに受動喫煙をさせないための努力
 - ・市が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策への協力

住居等の室内における子どもの受動喫煙の防止

- 喫煙をしようとする者は、子どもが居住する住居等の室内において、喫煙をしないよう努める。

自動車内における子どもの受動喫煙の防止

- 喫煙をしようとする者は、子どもが同乗している自動車内において、喫煙をしないよう努める。

屋外における子どもの受動喫煙の防止

- 喫煙をしようとする者は、屋外において、子どもの受動喫煙の防止に努める。

禁煙に関する治療の普及

- 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、市民において禁煙に関する治療が普及するよう、必要な施策を講ずる。

教育

- 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、学校教育、社会教育その他の教育の場において、受動喫煙の有害性及び受動喫煙の防止に関する教育の推進に必要な施策を講ずる。

屋外の分煙に関する対策

- 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、屋外の分煙に関する対策に必要な施策を講ずる。

啓発等

- 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、市民において受動喫煙の有害性及び禁煙の効果に関する知識が普及するよう、啓発を行う。
- 市は、市民に対し、子どもの受動喫煙を防止するための助言、支援その他の必要な施策を講ずる。